

(仮称) かすがいこどもまんなかプラン (中間案) に
対する市民意見公募の結果について

令和6年11月19日(火)から同年12月19日(木)まで実施した(仮称)かすがいこどもまんなかプラン(中間案)に対する市民意見公募手続(パブリックコメント)において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

- 1 意見提出者及び意見の数
意見提出者 8名、意見数 20項目
- 2 提出された意見及びこれに対する市の考え方
別紙のとおり
- 3 その他
パブリックコメントの結果は、市ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://www.city.kasugai.lg.jp>

問い合わせ先 春日井市こども未来部子育て推進課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話：0568-85-6206 FAX：0568-85-3786
E-mail: kosodate@city.kasugai.lg.jp

提出された意見及びこれに対する市の考え方

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
1	4章 就学前児童の 教育・保育の 提供	保育園について、定員割れの園と募集人員以上の申し込みがある園とが生じるのは仕方のないことだが、定員割れが続く園があっても統合したり閉園したりしないでほしい。加えて規制緩和の下で設置された園は砂場がないなど不十分と思える設備からしっかりと充実した設備を持つように何らかの指導が必要ではないか。	保育園、認定こども園は小学校と異なり、居住区域によって通う園が決まるものではありません。また、今後も少子化が続くことや市内でも地域によって人口の増減幅が異なることが予想されており、入園希望者の減少により、効果的な園運営が難しくなれば統合、閉園もやむを得ない状況は、ありうると考えています。 勝川地区など人口増加地域の園では、地価の高騰やまとまった敷地の取得が難しい等の理由で、園庭が狭い園もあります。しかしながら、愛知県の認可基準は満たしていること、それ以上の敷地を確保することが物理的に困難であることから、園庭を確保するように指導していく予定はありませんが、必要に応じて近隣の公園等も活用しながら保育内容の充実に努めていきます。
2	4章 多様な保育事 業の提供	こどもだれでも通園制度を実施するにあたり、保護者の就労の有無だけでなく医療的ケア児を含めた障がいのある子どもについても明記し、本制度から医療的ケア児が外されないようにしてほしい。	こども誰でも通園制度は児童福祉法において規定されており、国から示されている資料では、医療的ケアも含めた障がいのあるこどもも対象とされています。 インクルーシブ保育等について、基本目標2の(3)障がいのあるこどもへの支援にて取組を記載しています。
3	4章 学び・体験す る機会の提供	文化財団が開催している「どこでもアート・ドア」は、学校の希望により開催されており、開催校が偏っているため、鑑賞や体験の機会を増やすより、学校が芸術やスポーツの鑑賞や体験する機会を受け入れられる体制を整える必要がある。	こどもの頃の文化芸術活動の体験は、豊かなこころや自ら学ぶ意欲を育み、地域への愛着や誇りを育てます。いただいたご意見は、学校における文化芸術に触れる機会の確保を図っていく際の参考とさせていただきます。また、学校活動に限らず、小中高生が、安価に芸術鑑賞ができる「学生の特券」など、こどもが文化芸術に親しむことができる機会を継続的に提供していきます。

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
4	4章 学び・体験する 機会の提供	市内の各中学校の生徒会同士が意見交換する場を創設してほしい。	他校の生徒会との交流は、生徒たちの自主的・主体的な姿勢を育み、各中学校における生徒会活動の充実を図ることが期待できます。 いただいたご意見については、生徒会活動の活性化を図っていく際の参考とさせていただきます。
5	4章 学び・体験する 機会の提供	地域クラブ活動について、春日井市が先駆的に中学校部活の土日活動を地域に移行したことは素晴らしいと思う。ただ、活動に要する費用はどうなっているのか分からないが、貧困家庭の生徒が参加できないようなことがないようにしてほしい。	現在の地域クラブ活動は、市教育委員会の管理下であり、各指導員により運営されており、指導員の報酬などは、市が負担しております。大会参加費など運営にかかる費用は、それぞれの地域クラブが、参加生徒の保護者に負担いただいております。 令和10年10月以降、市教育委員会の管理から地域へ移行された後の、指導員の報酬や運営費には、地域クラブに参加する生徒の保護者にご負担いただく会費を充てることを想定しています。 今後、地域クラブの運営に必要な費用が保護者の大きな負担とならないよう検討していきます。
6	4章 学習環境・生活環境の向上	学校の数減らすのにあわせて、新校舎を建設し、スクールバスを導入する。	児童生徒の減少が進む中、より良い教育環境の実現に向けて、小中学校の適正規模などを検討していくための基本的な考え方を示した、「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」を策定しているところです。今後、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ね、各地区や各学校の具体的な方向性を検討していきます。
7	4章 学習環境・生活環境の向上	大人の目が届きにくい在宅学習には反対である。	コロナ禍など休校せざるを得ない状況においては、在宅学習をせざるを得ませんが、児童生徒と教員との双方向のやりとりを努めるなど、できる限り教員の目が届くよう努めます。

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
8	4章 学習環境・生活環境の向上	不登校をはじめとする教育問題について、春日井市の不登校児童生徒は多いと言われており、春日井スタンダードが徹底されるようになり、徐々に増えてきたと感じる。授業規律はある程度必要だが、規律の徹底により、自由に意見が言えないような授業が行われるとも聞くので、学校をこどもたちの物に取り戻す観点でもう少し考えを深めてほしい。	学習規律は、児童生徒が安心して授業に臨むために必要なマナーとして、各校で指導しています。このマナーが主体的・対話的で深い学びの土台となっていると捉えております。
9	4章 学習環境・生活環境の向上	春日井市はモデルケースとしてICT教育を先んじて進めてきたが、こどもたちのスマホ依存症も増え、思考が浅くなり、言語活動が未発達のままこども同士のトラブルも増えてきている。教育や医療などの専門家達からは警鐘が鳴らされており。このまま進んでいってはいけないと思っている。	こどもたちがこれからの社会で生きていくために必要な資質・能力を育むため、1人1台端末をはじめとするICTを有効活用して自ら学び続ける児童生徒の育成に取り組んでいます。一方で、紙の教科書やノートを使用した授業も重要であると考えており、両方の利点を生かした教育を進めています。 今後も、引き続き、総合的な学習の時間等を活用し、情報モラル教育にも取り組んでいきます。
10	4章 放課後の居場所の確保	スタディールームについて、祝日も利用可能とされているが、月ごとのスケジュールに祝日の状況の記載がないため、記載してほしい。	スタディールームについては、土曜日、日曜日、祝日、夏休みなどの学校の長期休暇期間に実施しています。月曜日、年末年始などの施設休館日、空き室がない日は利用できません。 なお、月曜日が祝日の場合は休館日になってしまうため、スタディールームの実施はありません。それ以外の祝日については、スケジュール表の日付を赤文字にするなど、利用者にわかりやすいように変更します。

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
11	4章 いじめ・不登校への対応	不登校の児童生徒を減らすため、円滑な支援が必要である。	一人ひとりの児童生徒の状況に応じた支援を提供できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談・支援及び、不登校相談の実施、教育支援センターあすなろや登校支援室の運営、心の教室相談員の配置など、引き続き支援に取り組んでいきます。
12	4章 いじめ・不登校への対応	スクールカウンセラーへ相談しやすい環境を醸成するため、決まった時間に相談室にだけでなく、スクールカウンセラーが生徒と一緒に給食を食べるなど普段から生徒との関わりを持ち、相互の関係を構築する。	スクールカウンセラーが小中学校を巡回し、児童生徒からの相談に対し、傾聴及び助言を行い、相談者の抱える悩み等の軽減を図っています。給食の巡回などは、コロナ禍で中止しておりましたが、現在は学校の実情に応じて再開しているところです。 いただいたご意見については、今後の相談体制の充実を図っていく際の参考とさせていただきます。
13	4章 いじめ・不登校への対応	不登校の人数はかなり増えており、相談する場所を増やしても、相談に対する解決策を答えてくれないと、意味がない。スクールカウンセラーは、傾聴はするが、助言が無いので、解決しないという友人もいる。スクールカウンセラーが個々の問題に対して相談者の意志を尊重し、対応できる人材の育成をしてほしい。	不登校の要因はさまざまなものが考えられます。一人ひとりの児童生徒が、心が安らぐ居場所を見つけ、心の回復ができるよう取り組んでまいります。また、スクールカウンセラーはカウンセリングに関して専門的な知識と経験を有する者を配置しています。個別の研修を通じて、業務に対する理解を深めていますが、今後もより一層生徒に寄り添った対応ができるよう研修等を通じて、スキル向上を図っていきます。
14	4章 こども・若者の権利に関する理解促進	中学生を対象とした市長や市職員との意見交換会を開催してほしい。	広く市民の提案・意見等を聴取し、市政に反映させるとともに、市政に対する理解と信頼を深めるため、小学生と市長の対話をしています。 いただいたご意見については、こどもの意見や提案を幅広く聴取する際の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
15	4章 こども・若者の権利に関する理解促進	こどもの意見表明権は、特定の場だけでなく日常のあらゆる場面で保障されるべきであり、そのためにはこども自身に権利を伝えとともに、家庭や学校で意見を述べやすい環境を整えることが必要である。 「場を設ける」という計画案には形骸化の懸念があり、大人への研修が重要である。また、マクロだけでなくメゾやミクロレベルでの取り組みが期待される。さらに、計画案の概要版にある「社会参加」の目的に至らなくても、自分の意見を表明してよいことをこどもたちに理解させる必要がある。	すべてのこどもが幸福な生活を送るためには、「意見を表明する権利」を含むあらゆる「こどもの権利」が守られる必要があり、その権利保障推進のために、市では「こどもの権利条例」の策定に向け準備を進めています。 「こどもの権利」は、社会全体で守っていくことが必要不可欠であることから、条例には保護者や学校、地域住民の責務を明記する予定です。 こどもの権利保障を推進していくには、条例策定後、こども自身にその権利を知ってもらうことはもちろん、それぞれの主体にも、条文に記載される責務を認識してもらうことが必要であるため、市ホームページや広報誌、SNS、チラシといったさまざまな媒体により市全体に周知を進めていく予定です。
16	4章 こども・若者の権利に関する理解促進	こどもの権利条例の策定やこどもの権利の啓発、意見表明の促進といった施策が実のあるものになるためには、こども・若者の意見を聴くことができるかが重要であり、具体的には次のようなことが必要であると考える。 ・こどもが普段から意見を言ったり、一緒に実現に取り組むことができる拠点「こども若者センター」をつくること。 ・こどもオンブズパーソンやこどもアドボカシーセンターなどの独立専門コミッショナーが関わること。 こどもの「参加する権利」が十分に保障されることを期待する。	すべてのこどもが幸福な生活を送るためには、「意見を表明する権利」を含むあらゆる「こどもの権利」が守られる必要があり、その権利保障推進のために、市では「こどもの権利条例」の策定に向け準備を進めています。 「こどもの権利」は、社会全体で守っていくことが必要不可欠であることから、条例には保護者や学校、地域住民の責務を明記する予定です。 また、こどもの権利保障を推進していくには、条例策定後、こども自身にその権利を知ってもらうことはもちろん、それぞれの主体にも、条文に記載される責務を認識してもらうことが必要であるため、市ホームページや広報誌、SNS、チラシといったさまざまな媒体により市全体に周知を進めていく予定です。 こども若者センターやこどもオンブズパーソン等については、こどもの権利保障のための手段の1つだと考えますので、今後の参考にさせていただきます。

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
17	4章 障がいのある 子どもへの支 援	こどもが自閉症で学童を利用できないため放課後デイを利用したいが、自己負担額が大きすぎるため利用するのを躊躇う。所得制限撤廃か自己負担額の軽減を検討してほしい。	放課後等デイサービスを含む障がい児通所支援につきましては、児童福祉法に基づき、原則として費用の1割を利用者が応能負担することとなっております。その一方で、世帯の収入によって自己負担の上限額が設定されているなど、負担を軽減する様々な支援策が講じられています。また、障がい児通所支援等給付サービスについては、近年利用者数、利用実績ともに大きく増加しており、利用者負担が妨げになっているとは認識しておりません。こうしたことから、所得制限の撤廃や、自己負担額の軽減を行うことは考えておりません。
18	4章 障がいのある 子どもへの支 援	小学校では通級という制度があるが、頻度や時間が少ないため、できないところがどこまでカバーできるのかが不安。そのため学習支援の塾を利用したいと思っているが、利用額が高額になってしまう。普通級と支援級の狭間のグレーゾーンの子どもの学習支援として、公共の学習支援のサービスの提供や学習支援の塾の利用額の補助金を検討してほしい。	現在のところ学習支援サービス提供や塾の利用に対する補助の実施は考えておりません。
19	4章 妊娠・出産・ 子育ての不安 の軽減	市全体の若返りや高齢者に偏った年齢構成の是正が期待できる目玉施策として、子どもを出産した際に祝い金として、現金給付や市内のベビー用品店や育児関連の物品購入に使用できる金券の配付を行うべきである。	現在、子育て世帯に対しては、主に児童手当や出産・子育て応援給付金により経済的な支援を行っています。児童手当については、令和6年10月から制度が拡充され、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給拡大、第3子以降の増額など、幅広い子育て世帯が対象となる支援が始まりました。いただいたご意見につきましては、今後の子育て支援の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
20	5章 教育・保育、 地域こども・ 子育て事業の 需要量と見込 みの確保策	こども家庭センターについて、体制の充実・強化、体制の構築と記載があるが、具体的には何を指すのか。こども家庭センターについて、計画案に記載が少なくどの施策をこども家庭センターが担うのか分かりづらいため、センターとはどんなところなのか、ということから周知することも必要と考える。	こども家庭センターでは、新たに配置した統括支援員が中心となり、母子保健と児童福祉が連携・協働し、支援方針を一体化して作成するなど、これまで以上に迅速な対応を行っています。また、支援内容の必要性を認識していただくため、支援対象者と一緒に支援計画を作成し、継続的に寄り添った支援を実施しています。今後は、地域において気軽に相談を行える「地域子育て相談機関」の設置か所数を増やすなど、支援体制のさらなる強化を図っていきます。こども家庭センターの周知につきましては、母子健康手帳の交付時に、全ての妊婦にリーフレットを手交し説明するとともに、地域子育て支援拠点事業所などにもリーフレットを設置しています。本計画案においては、こども家庭センターの主な取組みとして、「児童虐待の防止等と社会的養護」と「妊娠・出産・子育ての不安の軽減」に記載しています。